

いじめ防止に向けた 学校基本方針

光市立浅江小学校



あさLOVE



1 基本の方針

(1) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめの未然防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめに向かわせないようにするとともに、いじめを認識しながら放置されることがあってはならないこと、いじめはそれを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることなどについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることが大切である。

加えて、いじめに対する取組は、それを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携と協働のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法）

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

2 本校が実施する具体的指導内容等

(1) 組織的な指導体制の確立

- 組織的な指導体制
 - ・ 「学校いじめの防止等対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）」を組織する。委員の構成は、学校運営協議会委員、コミュニティ・スクール校外コーディネーター、保護者コーディネーター、教職員（教頭、生徒指導等）とする。
必要に応じて、関係機関、及び校長が指名する者を加えることができる。
- 計画的な校内研修
 - ・ 定期的な生徒指導部会、各月1回以上の生徒指導関係委員会（生徒指導連絡会、校内支援委員会等）を開催しながら情報交換による研修を重ねていく。
 - ・ 年1回、夏季休業中の研修として生徒指導研修を位置づけ、いじめ防止にかかわる研修を深めていく。
- 校務の効率化
 - ・ コミュニティ・スクールの組織との連携を強化するために、一体化・共通化を図り、プロジェクト化による校務の分類と精選に取り組む。
- 学校評価と教職員評価
 - ・ 学校評価において、いじめ防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、定期的・必要に応じたアンケート）を評価項目に位置付ける。
- 地域や家庭との連携
 - ・ 積極的な啓発資料の提供と情報公開を進め、円滑なネットワークづくりに着手する。
特に、人的な学校資源開放による講座開設を進め、単なる情報提供による一方通行型から双方向型のネットワークづくりを進める。併せて、学校側の相談窓口の周知に努める。

(2) 生徒指導体制の充実

- いじめ問題に限らず、日常における生徒指導体制を組織化し、全教職員で共通理解を取り組む。
- 子どもに関わる情報の共有化を進め、平常時からの危機管理体制を徹底する。
- 登校時の見守り巡回による行動観察による情報収集とその場における会話的な教育相談の実施、教室での健康観察、日記による心の理解、週1回実施の生活アンケート、定期教育相談、毎週水・金曜日終礼時の情報交換等、繰り返しや重複した情報収集等による効果的ないじめ防止システムを確立させる。

(3) いじめの未然防止に向けて

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

そこで、児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認めあえる人間関係や学級、学校風土を児童自らが作り出していくものと期待する。そして、教職員の適切な指導や支援により教育的環境を高め、教職員と一体となった取組を進める。

特に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、キャリア教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、いじめに向かわない態度や能力の育成に重点を置く。

併せて、すべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようする。

最終的には、児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進できることを目標とする。

ア 教科等

お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくりや学習活動を仕組む。

○ 授業に対する教員の構え

学校生活の中心は教科等の学習であり、その授業から受ける影響は大きい。
指導方法はもちろんのこと、教員の構えや姿勢、人権感覚が問われる場でもある。例えば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、それを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童同士や教員との信頼関係があつてはじめて教育効果を高めることが期待できる。

○ 互いに認め、支え、高め合う授業づくり

教員は、授業を組み立てる中で、常に児童の考え方や意見を引き出し、それを大切にしていく授業展開を心掛ける。そのことによって、児童は安心して自分の考え方や意見を表出すことができ、また主体的に授業に関わっていくことにもつながる。生徒指導の3機能（自己存在感の高揚、共感的に人間関係の育成、自己決定の場の設定）を基盤とし、互いに認め、支え、高め合う授業づくりを進めていく。

○ 浅江小スタンダードの実践

授業における生徒指導を意識し、授業規律、学習規律、生活規律の一体的な指導を実施するために、浅江小スタンダードを作成し、全教職員で共通理解し、共通行動目標として取り組んでいく。

イ 道徳

○ 道徳性を育む授業の展開

道徳の時間の授業では、「公正・公平（差別や偏見）」「思いやり」「生命の尊重」「権利と義務」「畏敬の念」などの主題で「いじめ問題」を扱うことができるが、いずれの場合においても児童の心を揺さぶる授業展開の工夫が求められる。授業では教材をもとに自分事として考え、自分自身の学んだ価値観をもとに「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの思いや考えをもてるよう支援する。

○ 道徳教育を中心とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育推進教師を中心とした組織的な取組を推進する。

ウ 特別活動

児童のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組みを十分支援していき、他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を涵養するため、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものにする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を重視する。

○ 全校共通実践事項として、特別活動において異年齢集団活動を重視し、縦の人間関係を意識させ、弱者に対する接し方や健全な人間関係づくりに寄与させる。

- ・ 集団登下校班活動、縦割り班活動、小中学校交流活動、幼保小交流活動

○ 開発的・予防的な生徒指導の視点に立ち、日常の児童の実態把握や学級活動、AFPY 等を取り入れた体験的な活動を通じて、好ましい人間関係づくりや規範意識の醸成を図る。

- ・ 各学級において発達段階に応じていじめについて考え、児童一人ひとりが行動目標を決める。年間を通して掲示し、定期的に振り返りを実施する。（光市共通重点実施活動 2）

エ 情報モラル教育

一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。

○ 児童のみならず家庭や地域を含めた、情報モラルを身に付けさせるための教育や取組を実施する。

オ 自殺予防教育

児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国の動向を踏まえながら、導入を検討する。

カ 教育相談

教育相談のための期間を教育計画の中に積極的に位置付けていく。

○ 児童の心の状態を把握し、共感的な理解を通して発達段階に応じた望ましい心の在り様を身に付けさせる。

キ 欠席児童への対応

○ 「心をつなぐ123運動」を実践する。

(4) いじめの早期発見に向けて

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいことを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

いじめの認知

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・「いじり」は本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくとも、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。
- ・しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

ア アンケート調査及び教育相談において

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

- 週1回のアンケート調査を実施する。週1回の生活アンケートを基盤とし、教育相談実施月による詳細なアンケート調査を年3回（6月、11月、2月）実施する。

(光市共通重点実施活動1)

生活アンケート基本的な内容 (毎週水曜日 朝活動の時間に実施)

- ・学校は楽しいか。
- ・友達と仲よくしているか。
- ・家族と話をしているか。
- ・相談したいことがあるか。（はい、いいえの2択）
- ・楽しかったことや困っていることを書こう。（自由記述）

*時期や子どもの状況に応じて内容を変えることもある。

○気になる回答をした児童がいた場合

- ・個人面談を行い、詳しく児童の思いや問題を聞き出す。
- ・学年会で共通理解を図る。
- ・保護者と連絡をとり、家庭での状況を把握する。

○全児童分のアンケートは、多くの目で見てチェックできるようにする。

- ・各学年部→生徒指導主任→通級担当→養護教諭→教務→教頭→校長

- 「ふれあいポスト」を設置する。担任以外の先生に相談したい時など用紙に記入して投函できる相談ポストを設置し、相談内容により日程を調整して迅速に児童との相談を行う。

イ 日常の教育活動において

子どもに対して、「全教職員がいじめられている子どもを必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示し、単に明るく愉快な雰囲気だけでなく、子どもとの信頼関係に基づき、正義感、人権の尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせよう指導を徹底する。

- 学級集団の人間関係を細やかに調査することで把握しておく。また、いじめられている子どものサインを見逃さないように、チェックポイントを共通理解し、子どもの学校生活の様子を細かく把握するとともに、教職員間での情報共有を積極的に進める。

いじめの早期発見チェックポイント

登
校
時
か
ら
始
業
時

- 朝早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

教科等の時間	<input type="checkbox"/> 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。 <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 教師がほめると、まわりの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> グループ（班）学習等で、取り残される。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかつたグループからはずされ、一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。 <input type="checkbox"/> 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 <input type="checkbox"/> まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに職員室の近くによく来る。 <input type="checkbox"/> 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
昼食時間	<input type="checkbox"/> 会食する時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 <input type="checkbox"/> よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 <input type="checkbox"/> 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。
清掃時間	<input type="checkbox"/> いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 清掃活動をじやまされる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校時、いつも友達の荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 下校時、不安そうな表情が見られる。 <input type="checkbox"/> いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようとしたりする。
部活動	<input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする。 <input type="checkbox"/> 練習中や休憩中、一人でポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で準備や後片付けをさせられている。

そ の 他	<input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられるなど、他人の言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。
-------------	--

ウ 保護者との連携と協働において

学校での様子や出来事を保護者と共有することで、児童の心の様子や行動の在り様を、学校と家庭の両面で、指導・支援していく体制をつくる。

- 連絡帳等で、児童のよさを定期的に知らせるとともに、人間関係上のトラブルや出来事は事実を正確に伝え、学校と家庭の共通理解のもと、協働体制を確立させて子どもの健全育成に努める。併せて、学校と家庭間（家庭同士も含む）での子どもの健全育成に係るネットワークづくりに努める。
- 欠席した児童には、「心をつなぐ123運動」を実践する。

（5）いじめへの早期対応に向けて

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒に指導を行う。

ア 校内支援体制

いじめに対する相談があった場合など、児童について得られた情報は、すぐに管理職を含め校内で迅速に共有するとともに、保護者との信頼関係を基盤として協力を得ながら、適切な指導・支援に努める。

イ 外部の専門家との連携

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや市社会部局の子ども家庭課などの関係機関と連携した対応をとる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（いじめ防止対策推進法）

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

（6）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

